

V 大学院等派遣研修 令和3年度実施状況調査結果

「大学院等派遣研修」とは、各都道府県指定都市教育委員会等が実施する、職務として行う大学院、大学専攻科、大学及び大学附属の研究機関等（以下、「大学院等」という。）への派遣研修を指す。

（令和3年度に大学院等派遣研修を実施した教育委員会等数）

都道府県（47）	47教委
指定都市（20）	19教委
複数の自治体による広域連携地区（1）	0協議会
計（68）	66教委

※指定都市教育委員会については、都道府県教育委員会の設けている大学院等派遣研修により派遣しているものを含む。

※複数の自治体による広域連携地区とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定による特例により、府費負担教職員に係る人事行政事務の一部を処理することとしている大阪府豊能地区教職員人事協議会を指す。

1. 大学院等派遣研修への派遣者数

(1) 職階（所属学校種）別の派遣者数

	職階・所属学校種										計 (人)
	管理職等				主幹教諭等				養護 教諭	栄養 教諭	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校			
大学院	6	2	0	0	367	222	106	65	10	0	778
教職大学院	5	1	0	0	330	195	81	50	6	0	668
教育学研究科	1	1	0	0	32	23	19	13	3	0	92
その他の研究科	0	0	0	0	5	4	6	2	1	0	18
大学専攻科	0	0	0	0	13	2	3	10	0	0	28
大学	0	0	0	0	60	41	15	11	6	0	133
教員養成系学部	0	0	0	0	32	22	2	5	1	0	62
その他の学部	0	0	0	0	17	11	7	0	5	0	40
付属の研究機関等	0	0	0	0	11	8	6	6	0	0	31
計（人）	6	2	0	0	440	265	124	86	16	0	939

※義務教育学校[前期課程]は小学校に、義務教育学校[後期課程]及び中等教育学校[前期課程]は中学校に、中等教育学校[後期課程]は高等学校に計上されている。以下、義務教育学校及び中等教育学校の区分記載がない項目すべてにおいて同様とする。

※本研修における「管理職等」とは、副校長及び教頭を指す（主幹教諭は除く）。

※「主幹教諭等」とは、教育公務員特例法第26条に規定する「主幹教諭等」のうち、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師を指す。

別に記載する養護教諭及び栄養教諭については除き、各教育委員会等（任命権者）の定めるその他の教諭等についてはこれに含める。

※養護教諭には、養護助教諭を含める。

「その他の研究科」の例

・国際学研究科	・理工学科	・体育学研究科
・心理学科	・人間科学科	・人文社会学群研究部

「その他の学部」の例

・国際学部	・システム工学部	・地域学部
・人間開発学部	・人間発達学部	

(2) 派遣期間別の派遣者数

	派遣期間						計 (人)
	1か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 12か月未満	12か月以上 18か月未満	18か月以上 24か月未満	24か月 以上	
大学院	0	4	26	170	141	437	778
教職大学院	0	4	19	163	97	385	668
教育学研究科	0	0	5	5	42	40	92
その他の研究科	0	0	2	2	2	12	18
大学専攻科	0	0	0	27	0	3	30
大学	4	13	33	59	0	24	133
教員養成系学部	0	3	21	22	0	16	62
その他の学部	0	10	10	12	0	8	40
付属の研究機関等	4	0	2	25	0	0	31
計（人）	4	17	59	256	141	464	941

## 2. 今後の動向

	都道府県 (47教委)	指定都市 (20教委)	複数の自治体による 広域連携地区 (1協議会)	計 (68教委)
派遣者を増やす方向で検討している	1教委 (2.1%)	0教委 (0.0%)	0協議会	1教委 (1.5%)
研修等定数の増加があれば派遣者を増やす方向で検討している	4教委 (8.5%)	1教委 (5.0%)	0協議会	5教委 (7.4%)
派遣者数は現状維持とする方向で検討している	39教委 (83.0%)	19教委 (95.0%)	0協議会	58教委 (85.3%)
大学院修学休業や自己啓発等の活用により、派遣者を減らす方向で検討している	0教委 (0.0%)	0教委 (0.0%)	0協議会	0教委 (0.0%)
派遣者を減らす方向で検討している (上記に該当する場合を除く)	3教委 (6.4%)	0教委 (0.0%)	0協議会	3教委 (4.4%)

その他の回答例

・派遣する人的余裕（教員不足）の状況に応じて派遣する方向で検討している（沖縄県）

## 3. 大学院等の入学金や授業料等の取り扱い

	都道府県 (47教委)	指定都市 (19教委)	複数の自治体による 広域連携地区 (0協議会)	全体 (66教委)
本人が入学金や授業料等を支払う	36教委 (76.6%)	13教委 (68.4%)	0協議会	49教委 (74.2%)
教育委員会が入学金や授業料等を支払う	12教委 (25.5%)	4教委 (21.1%)	0協議会	16教委 (24.2%)
派遣先が入学金や授業料等の全部又は一部を免除している	20教委 (42.6%)	7教委 (36.8%)	0協議会	27教委 (40.9%)

※本項目については複数回答可

その他の回答例

・教育委員会が入学金及び授業料の半分を支払う（広島県）  
 ・入学金については、大学が免除し、授業料については、県教育委員会が負担している（佐賀県）  
 ・入学金は大学から免除されているが、授業料はR4から教育委員会が支払うこととした（川崎市）

## 4. 派遣研修を実施する上での課題・問題点

	都道府県 (47教委)	指定都市 (20教委)	複数の自治体による 広域連携地区 (1協議会)	計 (68教委)
派遣研修を実施するための予算が不足している	6教委 (12.8%)	2教委 (10.0%)	1協議会	9教委 (13.2%)
教育委員会として、派遣する人的余裕がない	29教委 (61.7%)	9教委 (45.0%)	1協議会	39教委 (57.4%)
教育委員会として派遣するニーズが少ない	3教委 (6.4%)	0教委 (0.0%)	1協議会	4教委 (5.9%)
派遣を希望する者が少ない	26教委 (55.3%)	5教委 (25.0%)	1協議会	32教委 (47.1%)
派遣者の経済的負担が大きい	22教委 (46.8%)	6教委 (30.0%)	0協議会	28教委 (41.2%)
派遣者の学業と職務の両立が困難である	5教委 (10.6%)	4教委 (20.0%)	0協議会	9教委 (13.2%)
近隣の大学に派遣者を受け入れる十分な枠や体制がない	1教委 (2.1%)	0教委 (0.0%)	0協議会	1教委 (1.5%)
近隣の大学に教育委員会のニーズに合う課程が少ない	0教委 (0.0%)	1教委 (5.0%)	0協議会	1教委 (1.5%)

※本項目については複数回答可

## 5. 教育センター等への派遣研修（1月以上）への派遣者数

	都道府県 (47教委)	指定都市 (20教委)	複数の自治体による 広域連携地区 (1協議会)	計 (68教委)
国の機関	127人	8人	0人	135人
都道府県市の機関	480人	26人	0人	506人
企業の研究所等	10人	0人	0人	10人
その他	40人	1人	0人	41人
計（人）	657人	35人	0人	692人

※「教育センター等への派遣研修」とは、各都道府県指定都市教育委員会等が実施する、教員の専門性の向上を

目的とした教育センター等の研究機関への派遣研修（期間が1月以上である長期研修に限る。）を指す。

なお、社会体験研修は対象としない。